

(第55号議案)

和解及び損害賠償額の決定について

1 和解の相手方

西東京市民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年(2016年)8月27日

(2) 事故発生場所

東京都杉並区和田二丁目26番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員は、ごみの収集運搬作業のため、清掃車で環状七号線を南方面に向けて中央車線を走行し、上記(2)の交差点内に直進で進入した際、対向車線の車両が当該交差点を右折してきたため当該車両を避けようと左車線に車線変更したところ、当該左車線を直進していた相手方が運転する普通自動二輪車に接触し、当該普通自動二輪車が転倒した。これにより、相手方は左肩打撲擦過傷、頸椎捻挫等の傷害を負い、当該普通自動二輪車は車両側面を損傷した。

3 和解の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害1,385,363円について相手方に対し賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち自動車損害賠償責任保険により保険会社から相手方へ直接支払われた8,880円及び医療機関等へ直接支払われた702,670円並びに保険会社から修理業者へ直接支払われた168,533円を除く505,280円について相手方の指定する方法で支払う。

4 仮和解の成立の日

平成29年(2017年)8月31日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が車線変更時の左後方確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、慰謝料、相手方所有の普通自動二輪車の修理費及び相手方所有の携行品の損害額の合計1,385,363円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金のうち保険会社から相手方等へ直接支払われた金額を除く505,280円につ

いては、和解成立後に保険会社から相手方へ直接支払われる見込みである。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。
- (2) 所属長から清掃車の運転手全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。